

新潟市観光マップ作成業務委託仕様書（案）

1 業務目的

新潟市への来訪者の利便性を向上させるため、本市の観光、交通、宿泊情報等を掲載した観光マップを作成し、域内における観光の満足度の向上により、さらなる誘客を図るもの。

2 業務内容

- (1) 本業務には、企画立案・撮影・デザイン・コピーライト・レイアウト・編集・校正・印刷・製本・梱包・納品・工程管理など当該観光マップの作成に必要なすべての作業を含むものとする。
- (2) 当該観光マップに掲載する観光施設及び民間施設・店舗、関係団体に対する取材の協力依頼及び調整については、受託業者が行うものとし、委託者は受託者の業務の遂行に協力するものとする。
- (3) 本業務に必要な資料・データの収集、撮影は受託業者が行うものとし、委託者は受託者の業務の遂行に協力するものとする。
- (4) 校正 3回

3 当該観光マップの用途

- (1) 新潟市内の観光案内所や交通拠点、主な観光施設、宿泊施設、市関連施設等への設置
- (2) 市外・県外における物産展等のイベント、旅行商談会等における配布
- (3) 市内で行われるイベント、コンベンション等における配布

4 構成内容

基本的な地図情報のほか、以下の内容を盛り込むものとし、これ以外の内容に関する提案も可とする。

- (1) 表紙
 - ・表題
- (2) 新潟市全域地図＋市中心部地図＋地域別詳細図
 - ・観光スポット紹介（紹介文、開館時間、入館料、休館日、電話番号、アクセス等）
 - ※アクセスは具体的な公共交通機関を路線名、駅・停名、所要時間とともに表記すること
 - ※アクセスは原則公共交通機関とし、公共交通機関によるアクセスが難しい場合（便数が少ない場合や徒歩経路長い場合等）はタクシー等車両でのアクセス（距離、時間、運賃目安）を併記すること。
 - ・新潟市全域地図は月岡温泉・瓢湖・弥彦まで掲載
 - ・新潟市中心部地図は新潟駅周辺、古町周辺、沼垂周辺を含む新潟島エリアを想定
 - ・地域別詳細地図は岩室温泉・鳥屋野潟周辺を含む2～3エリアを想定
 - ・全域図および中心部地図にはマス目を配置し、掲載する観光スポットとリンクさせること
 - ・ランドマークとなる建物や観光スポット等のイラストを地図上に配置すること（朱鷺メッセ、萬代橋、NEXT21、白山神社、マリニピア日本海、ビッグスワン、電車車両等）

(3) その他

- ・新潟市観光循環バスの情報（路線、運賃等）
 - ・市内の主要な路線バスの情報
 - ・レンタサイクル
 - ・新潟シティガイド、まちあるき情報
 - ・観光案内所
 - ・宿泊施設の名称、電話番号等
（新潟シティホテル連絡協議会・新潟市旅館ホテル協同組合に加盟の宿泊施設を掲載）
 - ・新潟観光コンベンション協会ホームページアドレス
 - ・その他旅行者の利便性を図るもの
- ※上記情報の一部はQRコードも記載

5 印刷規格

- (1) 印刷色数 4色（フルカラー）
- (2) サイズ等 A2サイズ両面1枚（蛇腹折（5山）+2つ折り 完成サイズA4版3分の1）
を基本とするが、折り方は提案により変更可
- (3) 紙質等 提案による
※但し、古紙再生の阻害要因となる材料等が紙及びビィンク共に使用されていないこと。
- (4) 印刷部数 約200,000部（詳細部数は提案による）

6 納品

- (1) 納入期限 令和4年3月18日（金）
- (2) 納入場所 ①新潟市役所 観光・国際交流部 観光政策課
〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地古町ルフル5階
②別途指定する場所（市内約120箇所）
- (3) 納入方法 ①印刷物（100部ずつ梱包し、数回に分割して上記各所へ納入）
②電子データ
イラストレーター、PDFデータ一式をCD-ROM等の記録媒体により納品すること。PDFデータは、WEB閲覧・ダウンロード用に最適化（サイズ、データ容量）されたものを合わせて納品すること

7 その他

- (1) 成果品は、新潟市が作成するホームページや各種情報提供のために、自由に使用できるものとする。
- (2) 印刷物で使用するタイトル、デザイン等の登録商標に関する確認（商標権侵害の有無等）は、本業務受託者が行うこと。

8 特記事項

- (1) 業務スケジュール
契約後、受託者は委託者と協議のうえ、速やかにスケジュールを作成・提出すること。

(2) 権利の帰属

本契約により作成された成果物の権利の帰属は委託者のものとする。

(3) 打ち合わせ等

業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は委託者と常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとする。

(4) 守秘義務

受託者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(5) 疑義

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、委託者と協議のうえ決定する。

以上